

陳 情 一 覧 表

(令和8年第2回定例会)

【9月議会】

秋田県議会事務局

総 括 表

委 員 会 名	送付件数
総務企画委員会	1
福祉環境委員会	1
農林水産委員会	0
産業観光委員会	2
建設委員会	1
教育公安委員会	1
合 計	6

総務企画委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
12-1	外国人受け入れ政策について	■■■■■■	5	

福祉環境委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
9	伴侶動物の殺処分反対(生命、財産権、個人の尊重の確保、マイクロチップ導入)について	■■■■■■	8	

農林水産委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
	なし			

産業観光委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
12-2	外国人受け入れ政策について	■■■■■■	11	
17	秋田市AIデータセンター建設計画について	■■■■■■	15	

建設委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
4	特定利用空港・港湾について	■■■■■■	18	

教育公安委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
12-3	外国人受け入れ政策について	■■■■■■■■■■	20	

受理番号	1 2 - 1	提出者	住所	
受理年月日	R8. 8. 10		氏名	
件 名	外国人受け入れ政策について			
要 旨	【陳情事項】 次の内容の意見書案を作成した。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第 9 9 条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきたい。 題名：外国人受け入れ政策に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 本文： 本議会は、日本国憲法前文、第 1 条、第 9 7 条、第 9 8 条第 1 項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出する。本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体および憲法秩序との整合性について確認を求めるものである。 したがって、次の事項について真摯な検討と回答を求める。 一、外国人労働者の受け入れにあたっては、まず先に日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度が十分に整備されていない現状を踏まえ、必要な保護制度の創設・強化を優先すること。日本人の雇用や賃金を守る制度が不十分であるならば、まずその整備を行い、実効性が確認されるまで受け入れ拡大は抑制すること。 二、外国人労働者の受け入れについては、低賃金労働力としての大量受け入れを前提とする運用を改め、既存の在留外国人及び日本人の人権、雇用、生活環境を守れる範囲を超える拡大は行わないこと。 三、外国人労働者の受け入れについては、全国一律の拡大目標を設けるのではなく、地域ごとの受け入れ余力、住宅・教育・医療・福祉・治安への影響、既存の在留状況を総合的に勘案したうえで、現に受け入れ限界を超えている地域では新たな受け入れ拡大を行わないこと。 四、外国人労働者の受け入れについては、同一労働同一賃金の原則を実質的に確保できる体制が整うまで、新規受け入れの拡大を一時的に停止すること。低賃金を前提とした受け入れは、外国人労働者の人権を損なうだけでなく、日本人労働者の賃金水準や雇用環境の悪化を招くおそれがあるため、制度の適正化を優先すること。			

要 旨

- 五、技能実習制度及び特定技能制度については、人権侵害や不当な低賃金労働が生じないように、抜本的な見直しを行うこと。
- 六、企業による外国人労働者の安価な労働力としての利用を防ぐため、受け入れ企業への監督体制を強化し、違反時の罰則を厳格化すること。
- 七、地域社会への急激な人口流入による教育、医療、福祉、治安への影響について、事前の影響評価を義務付け、自治体の受け入れ能力を超えた受け入れを行わないこと。
- 八、労働力不足の解消については、外国人労働者への依存を前提とするのではなく、国内人材の賃上げ、労働環境の改善、省力化投資の促進等により、持続可能な形で対応すること。
- 九、帰化要件の緩和措置の廃止を求める。国籍付与の判断にあたっては、慎重かつ厳格な基準を維持すること。
- 十、国別の提携先を次々に増やして受け入れ枠を拡大する運用を改め、実質的な上限のない拡大を停止すること。また、短期就労を前提とする場合であっても、それを口実として将来的な安定化・永住化へ誘導することがないようにすること。基本的には定住化や永住化を既成事実として進める運用を認めず、受け入れの目的、在留期間、更新要件、家族帯同、永住及び帰化への移行条件を明確に限定し、国民に対する十分な説明なく制度の趣旨を拡大しないこと。
- 十一、外国人による犯罪については、言語の違い等を理由に不適切な軽処分や手続上の不備が生じないように、通訳体制の整備、捜査の厳正化、起訴・処罰の適正化を徹底し、国民の安心と治安の確保を図ること。また、外国人労働者の受け入れには、通訳、労務管理、生活支援、行政対応等の追加的な費用と体制整備が不可欠であり、目先の低賃金のみを理由とした安易な受け入れ拡大は、かえって社会的・経済的負担を増大させるため、実効的な受け入れ体制が整わない限り拡大しないこと。

【陳情理由】

日本国憲法前文、第1条、第97条及び第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、外国人受け入れ政策が憲法に適合するのか、明確な回答を求める。外国人労働者の受け入れ拡大が進む一方で、日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度整備は未だ十分とはいえず、低賃金労働の拡大や労働環境の悪化、地域社会への影響が懸念されている。

また、現行制度のもとでは企業による安価な労働力としての利用や、受け入れ体制の不備による諸問題も指摘されている。

これらを踏まえ、まずは国内労働者及び既存の在留外国人の権利と生活環境を守る制度の整備を優先すべきであり、国に対し必要な見直しと対応を求めるため、本陳情書を提出する。

【現 況】

三、受入れ限界を超えている地域での新たな受入れについて

国は、特定技能制度等で分野ごとの「受入れ見込数」を定めることとしており、現状は、特定地域への過度な集中を防ぐため、関係省庁が連携して受入れを管理するとともに、地方自治体の受入環境整備を支援している。

七、事前の影響評価の義務付けについて

国は、外国人との共生に向けた総合的な対応策を推進することとしており、現状は、事前の影響評価を義務付ける制度はないものの、地域社会への過度な影響が生じないように、関係省庁が自治体の意見を聴きながら、教育や医療をはじめとした各種現場における通訳確保や環境整備に向けた支援などを行っている。

九、帰化要件緩和措置の廃止と国籍付与の厳格な基準維持について

国は、国籍法に基づき帰化の許可判断を行うこととしており、現状は、同法に帰化要件を緩和する規定がある。しかし、実際の審査においては、日常生活を営むのに十分な日本語能力や、納税、社会保険料の納付状況を含め、令和８年４月からは、より厳格化されている。

十一、生活支援や行政対応等の追加的な費用と体制整備について

国は、自治体の受入環境整備に対して支援を行うこととしており、現状は、例えば在住外国人向けに情報提供や相談対応を多言語で行う一元的な相談窓口の設置や、地域日本語教育の推進に対する財政支援等を講じている。

備 考

受理番号	9	提出者	住所	
受理年月日	R8. 8. 10	氏名		
件名	伴侶動物の殺処分反対（生命、財産権、個人の尊重の確保、マイクロチップ導入）について			
要旨	【陳情事項】 次の内容の意見書案を作成した。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第99条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきたい。 題名：動物の生命、財産権、個人の尊重を確保し マイクロチップ導入への懸念に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 本文： 本議会は、日本国憲法前文、第1条、第97条及び第98条第1項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出する。本書は、請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体、責任の所在、および憲法秩序との整合性について確認を求めるものである。 したがって、次の事項について、真摯な検討と回答を求める。 一、外に出ている家猫を対象とする排除的駆除運用への反対 動物の愛護及び管理に関する法律の運用において、犬猫、特にイエネコを対象に、事実上の殺処分や排除を正当化する解釈・運用を行わないことを求める。動物を守る制度は、命を選別する制度であってはならず、飼い主の責任を支えつつ、動物にも人にも負担の少ない手段を優先すべきである。 二、飼い主への過度な負担の回避 飼い主に過度な負担を課すのではなく、適正飼養および保護譲渡の支援を強化していただきたい。本件運用は、憲法29条が保障する財産権を不当に制約し、憲法31条の適正手続を欠くおそれがある。また、憲法第14条の平等原則にも抵触し得る。さらに、ペットを家族同然とする国民の生活実態を踏まえざる過度な制約は、憲法第13条に反するおそれがある。 三、実質的強制の是正 マイクロチップ装着について、任意制度を装いながら実質的に強制へ転化する行政指導、周知、補助制度、販売慣行は廃止していただきたい。装着には痛みや医療的リスク、費用負担が伴い、動物および飼い主双方への影響を軽視できない。これは憲法第13条の個人の尊重の観点からも問題がある。また、環境省資料においても、首輪・名札・迷子札は身体的負担の少ない手段として位置付けられており、制度運用の見直しを求める。			

要 旨	四、行政の中立性と透明性 行政が特定業界の利益を優先し、政策形成の公正性を損なっていないか、立法過程および運用実態について国会での検証を求める。仮に不当な優遇が存在する場合、憲法第14条、第15条、第21条及び第22条との関係で問題となり得る。国民の生活と財産に関わる政策には、透明性と合理性が不可欠である。 五、代替手段の優先 イエネコを含む家庭動物について、生命尊重を最優先とする明確な保護規定を設けるとともに、関係者を交えた公開審議を求める。迷子札、首輪、飼い主教育、逸走防止策など、より負担の少ない手段を優先すべきである。 以上、私たちは憲法上の適合性について厳格な検証を求め、国会および政府に対し、憲法に立脚した対応を強く求める。 【陳情理由】 日本国憲法前文、第1条、第97条及び第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、伴侶動物の殺処分制度が憲法に適合するのか、明確な回答を求める。 本陳情は、動物の生命尊重及び国民の財産権・個人の尊重を十分に保障しない制度運用に伴い、飼育動物が殺処分対象として扱われる運用の拡大に反対し、その見直しを求めるものである。 また、動物へのマイクロチップの体内装着は動物への負担や苦痛を伴い虐待となり得るため、強制につながる制度には重大な問題がある。 さらに、特定の企業・業界との癒着により不当な制度が形成されていないかどうか、憲法第14条との整合性について検証と回答を求めるとともに、今回の制度改訂の撤回を求め、貴議会から国への意見書提出を求める。
------------	---

【現 況】

本県において、所有者不明の猫の引取りについては、自力での生存が困難な幼齢猫や負傷猫等の保護を目的に実施しており、飼い主からの引取りについては、終生飼養の指導を行った上で、それが難しい場合には、引取りに相当な事由の有無を十分に精査し慎重に対応している。

なお、引取りした猫については、可能な限り生存できるよう譲渡に努めており、治癒の見込みがない深刻な傷病がある場合や回復不能な衰弱状態にある場合に限り、鎮静麻酔薬により安楽死処置を実施している。

また、マイクロチップの装着については、ブリーダー等の犬猫等販売業者に対して、装着や登録義務の周知徹底を図っており、一般の飼い主に対しては、迷子や災害などの逸走時に所有者が判明するよう、マイクロチップや首輪、迷子札の装着を推奨している。

備 考	
-----	--

受理番号	1 2 - 2	提出者	住所	
受理年月日	R8. 8. 10		氏名	
件 名	外国人受け入れ政策について			
要 旨	【陳情事項】 次の内容の意見書案を作成した。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第 9 9 条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきたい。 題名：外国人受け入れ政策に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 本文： 本議会は、日本国憲法前文、第 1 条、第 9 7 条、第 9 8 条第 1 項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出する。本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体および憲法秩序との整合性について確認を求めるものである。 したがって、次の事項について真摯な検討と回答を求める。 一、外国人労働者の受け入れにあたっては、まず先に日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度が十分に整備されていない現状を踏まえ、必要な保護制度の創設・強化を優先すること。日本人の雇用や賃金を守る制度が不十分であるならば、まずその整備を行い、実効性が確認されるまで受け入れ拡大は抑制すること。 二、外国人労働者の受け入れについては、低賃金労働力としての大量受け入れを前提とする運用を改め、既存の在留外国人及び日本人の人権、雇用、生活環境を守れる範囲を超える拡大は行わないこと。 三、外国人労働者の受け入れについては、全国一律の拡大目標を設けるのではなく、地域ごとの受け入れ余力、住宅・教育・医療・福祉・治安への影響、既存の在留状況を総合的に勘案したうえで、現に受け入れ限界を超えている地域では新たな受け入れ拡大を行わないこと。 四、外国人労働者の受け入れについては、同一労働同一賃金の原則を実質的に確保できる体制が整うまで、新規受け入れの拡大を一時的に停止すること。低賃金を前提とした受け入れは、外国人労働者の人権を損なうだけでなく、日本人労働者の賃金水準や雇用環境の悪化を招くおそれがあるため、制度の適正化を優先すること。			

要 旨

- 五、技能実習制度及び特定技能制度については、人権侵害や不当な低賃金労働が生じないように、抜本的な見直しを行うこと。
- 六、企業による外国人労働者の安価な労働力としての利用を防ぐため、受け入れ企業への監督体制を強化し、違反時の罰則を厳格化すること。
- 七、地域社会への急激な人口流入による教育、医療、福祉、治安への影響について、事前の影響評価を義務付け、自治体の受け入れ能力を超えた受け入れを行わないこと。
- 八、労働力不足の解消については、外国人労働者への依存を前提とするのではなく、国内人材の賃上げ、労働環境の改善、省力化投資の促進等により、持続可能な形で対応すること。
- 九、帰化要件の緩和措置の廃止を求める。国籍付与の判断にあたっては、慎重かつ厳格な基準を維持すること。
- 十、国別の提携先を次々に増やして受け入れ枠を拡大する運用を改め、実質的な上限のない拡大を停止すること。また、短期就労を前提とする場合であっても、それを口実として将来的な安定化・永住化へ誘導することがないようにすること。基本的には定住化や永住化を既成事実として進める運用を認めず、受け入れの目的、在留期間、更新要件、家族帯同、永住及び帰化への移行条件を明確に限定し、国民に対する十分な説明なく制度の趣旨を拡大しないこと。
- 十一、外国人による犯罪については、言語の違い等を理由に不適切な軽処分や手続上の不備が生じないように、通訳体制の整備、捜査の厳正化、起訴・処罰の適正化を徹底し、国民の安心と治安の確保を図ること。また、外国人労働者の受け入れには、通訳、労務管理、生活支援、行政対応等の追加的な費用と体制整備が不可欠であり、目先の低賃金のみを理由とした安易な受け入れ拡大は、かえって社会的・経済的負担を増大させるため、実効的な受け入れ体制が整わない限り拡大しないこと。

【陳情理由】

日本国憲法前文、第1条、第97条及び第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、外国人受け入れ政策が憲法に適合するのか、明確な回答を求める。外国人労働者の受け入れ拡大が進む一方で、日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度整備は未だ十分とはいえず、低賃金労働の拡大や労働環境の悪化、地域社会への影響が懸念されている。

また、現行制度のもとでは企業による安価な労働力としての利用や、受け入れ体制の不備による諸問題も指摘されている。

これらを踏まえ、まずは国内労働者及び既存の在留外国人の権利と生活環境を守る制度の整備を優先すべきであり、国に対し必要な見直しと対応を求めるため、本陳情書を提出する。

【現 況】

1 雇用・賃金の保護について（一、二、四関係）

我が国では、労働者の雇用や賃金を守るため、多岐にわたり法整備がされている。主なものは以下のとおり。
また、これらの法制度は、国内で働く日本人のみならず、外国人労働者にも等しく適用されるものである。

○ 労働基準法

賃金の支払原則（毎月1回以上、全額払いなど）や、不当な解雇の制限、法定労働時間（原則1日8時間・週40時間）などを定めた労働条件の最低基準となる法律。

○ 最低賃金法

国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を支払わなければならないとする法律。都道府県ごとに金額が定められており、違反した場合は罰則がある。

○ 労働契約法

解雇や労働条件の変更に関するルールを定めた法律。特に「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇」は、解雇権の濫用として無効になる。

○ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）

正社員と非正規雇用（パート、アルバイト、契約社員）の間の不合理な待遇格差を禁止（同一労働同一賃金）する法律。

2 技能実習制度及び特定技能制度の抜本的改革について（五、六関係）

技能実習制度は、人材育成を通じた技能移転による国際貢献を目的としたものだが、貴重な労働力となっている実態を踏まえ発展的に解消し、令和9年4月から、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度に移行することとなっている。新たな制度では、人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向による転籍を認めるとともに、受入企業を監査・指導する監理支援機関（従来の監理団体に相当）の独立性や支援体制が強化される。

特定技能制度は、人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、平成31年4月に創設された制度であり、日本人と同等以上の給与や勤務時間が義務づけられているほか、受入企業や登録支援機関が、外国人労働者の生活や就労に関する支援をしている。

3 労働力不足の解消について（八関係）

本県では、有効求人倍率が高い状況が続いており、人手不足が顕著な業種がある。こうした状況を踏まえ、外国人材のみならず、障害者、高齢者、女性など、多様な人材の労働参加の促進に取り組んでいるほか、賃上げのための生産性の向上や価格転嫁を支援している。

4 受入れの上限や受入の目的等について（十関係）

技能実習に関する二国間取決め（協力覚書）は17か国、特定技能に関する二国間の協力覚書は17か国、育成就労に関する二国間取決め（協力覚書）は令和8年9月10日時点で4か国（育成就労制度開始時点で15か国程度となる見込み）となっているが、受入れ枠は、令和8年1月23日の閣議決定で、国全体として令和11年3月末までに、育成就労制度で426,200人、特定技能で805,700人の合計1,231,900人と設定されている。

また、受入の目的、在留期間、更新要件、家族帯同、帰化への移行条件等は、それぞれの在留資格で明確に定められている。

備 考

受理番号	17	提出者	住所	
受理年月日	R8.9.1		氏名	
件名	秋田市A I データセンター建設計画について			
要旨	【陳情事項】 秋田市A I データセンター建設計画を中止にしたい。			
	【陳情理由】 2兆円という莫大な整備費をかけたところで、たいした雇用創出効果を期待できないどころか、周辺地域の住民の電気料金や水道料金が跳ね上がり、排熱と騒音に悩まされるなどデメリットしかない。あまりにも県議会の皆様にとって、今だけ金だけ自分だけの政策である。本当に秋田県民のことを考えての政策とは到底思えない。 建設予定のA I データセンターは専用の液体を循環させて冷却する方式を採用するそうだが、あくまで従来より排熱や騒音が抑えられるというだけで、環境への影響が0（ゼロ）になるわけではないだろう。A I データセンターなど建設しないことが一番、環境への影響がない。 街でA I を利用して作られたポスターを見るたびに心躍る人など果たしてこの世にどれだけいるのか。センスのない不気味な代物だと思う人が大半だろう。A I を使いこなして利益を得られる人はほんの一握りである。そのほんの一握りの方々のために、秋田県民は生活を犠牲にしろと言うのか。A I によってもたらされる利益よりも、A I による環境破壊と権利侵害と雇用喪失の方がはるかに深刻である。秋田にA I データセンターは必要ない。			

【現 況】

1 データセンター（A I データセンター含む）に関する国の動向

- (1) 政府は、デジタル田園都市国家構想のもと、大規模災害時のリスク回避や経済安全保障の観点から、これまで東京圏や大阪圏などに集中していたデータセンターの地方分散を推進している。
- (2) 総務省の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、地方におけるデータセンター拠点の整備が国家的な目標として掲げられており、同省の「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」等を通じて、地方にデータセンターを新設・整備する事業者に対する財政支援が行われている。
- (3) また、経済産業省の「半導体・デジタル産業戦略」等においても、安定した電力供給や再生可能エネルギーと連携しやすい地方への立地促進が位置付けられている。さらに同省は「GX戦略地域制度」を創設し、電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえた「データセンター集積型」の産業拠点形成を推進している。

2 県のデータセンター誘致に関する考え方

- (1) 県では、冷涼な気候や豊富な水、再生可能エネルギーなどの地域資源を活かし、これまでもデータセンターの誘致に取り組んできており、国のGX戦略地域制度（データセンター集積型）にもエントリーし採択を受けたところである。
- (2) データセンターの立地により、周辺への情報サービス関連企業の集積が期待できるほか、建設やメンテナンスをはじめとする関連サービス業の受注拡大など、高い経済波及効果が見込まれるものと捉えている。
- (3) 秋田市においては、民間事業者2社と「A I データセンター都市構想」の実現に向けた連携協定を締結しており、県も連携しながら、A I データセンターの誘致やデジタル人材の育成等を推進している。

3 全国各地での立地状況

- (1) これまで国内のデータセンターの約8割は東京圏および大阪圏に集中していたが、大都市圏における電力需給のひっ迫や用地価格の高騰、BCP（事業継続計画）の観点から、地方への新設や分散化が本格化している。
- (2) 特に、サーバーの冷却効率を高める冷涼な気候や、豊富な洋上風力等の再生可能エネルギーを有する地域への立地が加速しており、先行する北海道（石狩市、苫小牧市など）や九州（熊本県、福岡県など）においては、国の補助事業等を活用した大規模（数百メガワット級）なA I データセンターの建設・稼働計画が相次いで公表されている。
- (3) 今月には、経済産業省の「GX戦略地域（データセンター集積型）」に、本県を含む計9地域が選定されたところであり、今後、データセンターの更なる立地が加速することが見込まれる。

4 データセンターをめぐる動向

- (1) データセンターの整備に当たっては、膨大な電力消費や冷却水の確保が必要となること、また設備稼働に伴う排熱や騒音など、地域環境や生活環境への影響に対する地域住民等の懸念が課題として指摘されており、一部の地方公共団体では、データセンターの設置に対して一定のルールを設ける動きも見られる。
- (2) こうした課題に対し、経済産業省においては、データセンター自体の省エネルギー化を促進するため、新施設への「エネルギー効率基準」を設定しているほか、高効率な「液冷技術」や「液浸冷却」などの次世代データセンター冷却基盤の開発・実証等を支援している。

備 考

受理番号	4	提出者	住所	
受理年月日	R8. 7. 21		氏名	
件名	特定利用空港・港湾について			
要旨	【陳情事項】 秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾にしないでいただきたい。			
	【陳情理由】 過去に防衛庁等と締結した秋田空港に関する協定等では、「防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しないものとし、また、同空港を戦闘機の訓練にも使用しないものとする。」とされていた。			
	しかし、現時点で、国は「今後、戦闘機による訓練を秋田空港にて実施することも想定していることから、協定等については、今回の調整を機に見直しをさせていただきたい。」との考えである。			
	秋田県では、平成7年12月15日、県議会において、非核三原則の遵守と世界の恒久平和実現を内容とした、秋田県「非核・平和宣言」が決議されたと秋田県公式サイトで確認した。			
	戦闘機による訓練を秋田空港にて実施するとなると、世界の恒久平和実現から確実に遠のくことになる。平和教育・平和行政を推進し、わが秋田県の将来を担う子ども達の未来が、永遠に戦争のない平和な社会であるよう決議したにも関わらず、これでは台無しである。			
	秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾にすれば、仮に最初は戦闘機による訓練は実施しない協定が締結されても、なし崩しで戦闘機による訓練が実施されるように事が進んでしまう懸念がある。最近の国は戦争まっしぐらの法案ばかり通しているため、信用ならない。			
	したがって、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を特定利用空港・港湾にしないでいただきたい。			
	よろしく願います。			

【現 況】

特定利用空港・港湾について

- ・ 国では、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。
- ・ 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図るとされている。
- ・ 令和８年４月８日時点、全国の２４空港、３３港湾について、「特定利用空港・港湾」として国とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」が設けられている。
- ・ 令和８年５月１３日、国（内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省）から県及び関係市に対し、秋田空港、大館能代空港、秋田港、船川港を「特定利用空港・港湾」としたい旨の説明があった。
- ・ 秋田県議会６月定例会の総務企画委員会及び建設委員会において、特定利用空港・港湾の概要、国からの説明状況及び今後の対応方針を報告した。
- ・ 県のホームページに、国からの説明資料や議会資料を掲載し、特定利用空港・港湾への対応について周知している。
- ・ 令和８年８月１８日に港湾関係者への説明会を実施した。

備 考

受理番号	1 2 - 3	提出者	住所	
受理年月日	R8. 8. 10		氏名	
件名	外国人受け入れ政策について			
要旨	【陳情事項】 次の内容の意見書案を作成した。本件は国政に関する事項であるため、地方自治法第 9 9 条に基づき、貴議会より国に対して意見書を提出していただきたい。 題名：外国人受け入れ政策に関する意見書 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 本文： 本議会は、日本国憲法前文、第 1 条、第 9 7 条、第 9 8 条第 1 項の趣旨に基づき、主権者として本意見書を提出する。 本書は請願・陳情・要望にとどまるものではなく、国政の判断主体および憲法秩序との整合性について確認を求めるものである。 したがって、次の事項について真摯な検討と回答を求める。 一、外国人労働者の受け入れにあたっては、まず先に日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度が十分に整備されていない現状を踏まえ、必要な保護制度の創設・強化を優先すること。日本人の雇用や賃金を守る制度が不十分であるならば、まずその整備を行い、実効性が確認されるまで受け入れ拡大は抑制すること。 二、外国人労働者の受け入れについては、低賃金労働力としての大量受け入れを前提とする運用を改め、既存の在留外国人及び日本人の人権、雇用、生活環境を守れる範囲を超える拡大は行わないこと。 三、外国人労働者の受け入れについては、全国一律の拡大目標を設けるのではなく、地域ごとの受け入れ余力、住宅・教育・医療・福祉・治安への影響、既存の在留状況を総合的に勘案したうえで、現に受け入れ限界を超えている地域では新たな受け入れ拡大を行わないこと。 四、外国人労働者の受け入れについては、同一労働同一賃金の原則を実質的に確保できる体制が整うまで、新規受け入れの拡大を一時的に停止すること。低賃金を前提とした受け入れは、外国人労働者の人権を損なうだけでなく、日本人労働者の賃金水準や雇用環境の悪化を招くおそれがあるため、制度の適正化を優先すること。			

要 旨

- 五、技能実習制度及び特定技能制度については、人権侵害や不当な低賃金労働が生じないように、抜本的な見直しを行うこと。
- 六、企業による外国人労働者の安価な労働力としての利用を防ぐため、受け入れ企業への監督体制を強化し、違反時の罰則を厳格化すること。
- 七、地域社会への急激な人口流入による教育、医療、福祉、治安への影響について、事前の影響評価を義務付け、自治体の受け入れ能力を超えた受け入れを行わないこと。
- 八、労働力不足の解消については、外国人労働者への依存を前提とするのではなく、国内人材の賃上げ、労働環境の改善、省力化投資の促進等により、持続可能な形で対応すること。
- 九、帰化要件の緩和措置の廃止を求める。国籍付与の判断にあたっては、慎重かつ厳格な基準を維持すること。
- 十、国別の提携先を次々に増やして受け入れ枠を拡大する運用を改め、実質的な上限のない拡大を停止すること。また、短期就労を前提とする場合であっても、それを口実として将来的な安定化・永住化へ誘導することがないようにすること。基本的には定住化や永住化を既成事実として進める運用を認めず、受け入れの目的、在留期間、更新要件、家族帯同、永住及び帰化への移行条件を明確に限定し、国民に対する十分な説明なく制度の趣旨を拡大しないこと。
- 十一、外国人による犯罪については、言語の違い等を理由に不適切な軽処分や手続上の不備が生じないように、通訳体制の整備、捜査の厳正化、起訴・処罰の適正化を徹底し、国民の安心と治安の確保を図ること。また、外国人労働者の受け入れには、通訳、労務管理、生活支援、行政対応等の追加的な費用と体制整備が不可欠であり、目先の低賃金のみを理由とした安易な受け入れ拡大は、かえって社会的・経済的負担を増大させるため、実効的な受け入れ体制が整わない限り拡大しないこと。

【陳情理由】

日本国憲法前文、第1条、第97条及び第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、外国人受け入れ政策が憲法に適合するのか、明確な回答を求める。外国人労働者の受け入れ拡大が進む一方で、日本人の雇用及び賃金を守るための実効的な制度整備は未だ十分とはいえず、低賃金労働の拡大や労働環境の悪化、地域社会への影響が懸念されている。

また、現行制度のもとでは企業による安価な労働力としての利用や、受け入れ体制の不備による諸問題も指摘されている。

これらを踏まえ、まずは国内労働者及び既存の在留外国人の権利と生活環境を守る制度の整備を優先すべきであり、国に対し必要な見直しと対応を求めるため、本陳情書を提出する。

【現 況】

十一 来日外国人犯罪対策と通訳体制について

(1) 来日外国人犯罪の検挙状況

令和7年中の秋田県内における来日外国人犯罪の検挙件数、検挙人員は、

検挙件数 43件 (前年比+28件)

検挙人員 18人 (前年比+4人)

となっている。

(2) 来日外国人犯罪対策

全国的に、不法滞在外国人が関与する太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗やドラッグストアにおける大量万引きなどが発生しており、これらの被害品が不正に買取業者等に売却されるなどの事案が確認されている。

これらはメンバーを入れ替えながら犯行を繰り返すなど、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有しており、秋田県警察では、各部門が横断的に情報収集と共有を行うとともに取締りと諸対策を推進している。

(3) 通訳体制について

秋田県警察では、外国人の取調べ等に資するため、

部内通訳人 8言語 26人

部外通訳人 17言語 34人

を配置しているほか、部内通訳人の語学能力維持・向上のため、民間語学学校での研修や秋田県国際交流協会主催の翻訳研修に参加している。

※通訳体制は、令和8年7月末現在

備 考